島

報

星キセ子

星トミノ

星トミ子

星ハルノ

星久雄

星和子

星喜美雄

星

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○道路の供用を開始する件二件 ○道路の区域を変更する件 ○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の 在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 所

○一般競争入札を行う件

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

県

公

告 示

福島県告示第三百九十一号

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである。 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和元年十一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

井照男 星和孝 久津義久 阿久津義春 塩田次雄 遠藤榮吉 皆川孫次 齋藤辰雄 吉 大竹良雄 大竹隆輔 中村富一 湯田キノ 平野ヨツ 堀金満 室井平藏 所在の不分明な者の氏名 星正治 星正美 星治良 児山幸男 児山重兵衛 田浦英典 馬場公一朗 野中安吉 阿久津一郎 星リエノ 星百代 星義一 星加名伊 星金良 星捷一 大竹定藏 阿久津三好 小椋千代美

> 延雄 星惠七 星長四郎 平野嘉七 星松男 平野太四郎 皆川利男 利男 齊藤貞雄 星サキ 星トミノ 星和子 星幸記 星正徳 湯田福一 平野和作 平野栄次 平野武次

- 通知の内容の要旨
- 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 の指定施業要件を変更する件(令和元年農林水産省告示第千六十八号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

(森林保全課)

福島県告示第三百九十二号

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 次のとおりである。

令和元年十一月二十九日

福島県知事

内

堀

雅

雄

所在の不分明な者の氏名

嘉

三郎 川初 龍川初 龍川清市 吉 川キョノ 龍川佐喜 龍川義光 星辰三郎 横山熊吉 星葦一 龍川與市 横山彦太郎 星儀十郎 龍川庄吉 龍川正義 龍川熊次郎 株式会社福島県農工銀行 竜川廣子 星英都子 龍川貞夫 龍川幸太郎 星仙三郎 横山八三郎 龍川卯之吉 龍川貞吉 龍川孝 星巧一 横山熊吉 星春吉 横山茂作 横山常太郎 横山靜 星三平 熊川寅吉 横山義江 横山半四 横山 龍郎 龍長文

- 通知の内容の要旨
- 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 の指定施業要件を変更する件(令和元年農林水産省告示第千五十九号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

(森林保全課)

福島県告示第三百九十三号

する 計画課及び福島県県中建設事務所で令和元年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

令和元年十一月二十九日

阿室

大竹留 星敏美

福島県知 事 内 堀 雅 雄

敷地の幅員

延 長

変

更 前

(主子上)1111				
一九七・〇	一 四 一 ・ 六 く	変更後	九 一	
一九七・〇	一六·八~ 四一·八	変更前	司 - 市前日川を深日一九二番一地先から 須賀川市前田川字深田	一 一 般 国 号 道
(メートル)	(メートル)	の変更別後	区間	路 線 名

(道路計画課)

福島県告示第三百九十四号

令和元年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。設事務所で令和元年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建

令和元年十一月二十九日

報

福島県知事 内 堀 雅 雄

 	路
国道一一八号	線
	名
地同地須 先賀	供
えま 市 市 市	用
前前田田田	開
川字深田	始
深深深田田田	の
九九二	区
番番	間
令和	供
和元年	用
年 一 一 一 一	開
	始
月二	り期
一 九 日	日日

(道路計画課)

福島県告示第三百九十五号

福

設事務所で令和元年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一般国	路	
	国道一一	線
	八号	-
		名
同な	須賀	供
市	加市	用
市江花字追.	開	
子追山	子北古	始
出沢九	舘上	Ø
七番	九番地先	区
四 地	地 先	間
	令	供
	令和 元 年	用
	年	開
	_	始
	月二	の
	五	期
	九日	日

福島県告示第三百九十六号

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一 項の規定により、 都市計画事

令和元年十一月二十九<u>日</u>

間町上好間宅地開発共同企業体 施行者の名称 しんとく建設工業・大和ハウス工業・ダイヤ地所・アカギ不動産好 福島県知事 内 堀 雅

都市計画事業の種類及び名称

五四三 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 好間町上好間一団地の住宅施設

事業認可の年月日 平成二十九年十一月十四日 事業施行期間 平成二十九年十一月十四日から令和二年三月三十一日まで

変更なし

公 告

(まちづくり推進課)

先まで

(道路計画課)

公告第148号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年11月29日

令和元年11月29日 金曜日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 I o T システム開発支援装置 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和2年3月27日(金)
 - (4) 納入場所 福島県立テクノアカデミー浜
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入 (修繕) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年12月18日 (水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和元年12月20日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電 話 024-521-7413

- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - 3 に掲げる場所において令和元年11月29日 (金) から同年12月18日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3 に掲げる場所に同じ。 なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和元年12月6日(金)午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年12月6日(金)午後2時30分 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年1月16日(木)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月15日(水)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Development Support equipment for IoT System 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 16 January 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 15 January 2020
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)